

業務指示書

ベトナム国遮集管整備による都市洪水対策効果および下水道整備・洪水対策への民間資金活用可能性に関する情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年2月7日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 松崎 晃昌 Matsuzaki.Terumasa@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年2月13日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：下水・排水分野に係る各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／下水道計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：下水道計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び東南アジアでの業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 運河改修計画／氾濫解析／洪水対策計画】

- 1) 類似業務の経験：運河改修計画、氾濫解析、洪水対策計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び東南アジアでの業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年2月16日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃 (エコノミークラス) 又は正規割引運賃 (ビジネスクラス) ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費 (航空賃)
- (2) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他 (以下に記載の経費)

自然条件調査

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(VND1 = 0.005019 円, US\$1 = 113.268 円, EUR1 = 134.393 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部 (麹町)

会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定したH時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com/)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/下水道計画

運河改修計画/氾濫解析/洪水対策計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.90 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年3月1日(木)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。
なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調査) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。
- （ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- （ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

ベトナム国遮集管整備による都市洪水対策効果および下水道整備・洪水対策への民間資金活用可能性に関する情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/下水道計画	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 運河改修計画/氾濫解析/洪水対策計画	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	14.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

ベトナムの都市部では急激な経済成長と都市化の進行に伴って家庭・商業排水が増大しており、2009年11月に承認された「2025年までの都市域及び工業団地の下水道整備方針及び2050年に向けてのビジョン」に係る首相決定では、2025年までに都市部の70～80%の下水道整備を行う方針が示されているものの、全国都市部の下水道普及率は約16%（2012年）と低い水準に留まっている。

同国経済の中心であるホーチミン市は1000万人超の人口を抱える大都市であるが、既存雨水排水管と都市河川の排水能力不足に起因して、毎年のように雨期における集中豪雨により都市洪水が発生し、経済活動が著しく阻害されている。現在、円借款により同市初の下水処理場の拡張工事と管渠整備（第2期ホーチミン市水環境改善事業）が進められている。しかし、右事業が対象とする地域は市中心部の一部に留まっており、また、事業を通じて集積された下水道整備に係る経験・ノウハウを散逸させないためにも、右事業終了時期に合わせ市中心部の下水道未整備地区を対象とした次期下水道整備（第3期ホーチミン市水環境改善事業（以下、「第3期事業」という。）を開始し、上述の首相決定実現を牽引する先行事例とすることが期待されている。しかしながら、同国の対GDP比公的債務が国会決議による上限65%に接近していることから、同国財務省は昨年度より急激な財政支出抑制を図っている。また、同国は、新規ODA案件に対し事業費全額の借入れは認めず、実施機関の一部負担（ホーチミン市の転貸率80%）を今年度より条件としている。

このため、ホーチミン市は第3期事業に関し、ODAからの借入れと民間資金の活用を併用し、中央政府による採択期待度を高めることを昨年度決定した。

既に同市では、下水道整備での民間資金活用に最も適した手法として、民間企業が提案したBuilt Transfer事業（以下「BT事業」という。）の実施が決定されている。市内都市河川のうち最も洪水が激しい河川を対象に、民間資金により河川改修・遮集管整備を実施し、その見返りとして周辺地域の事業開発権を当該民間企業に付与するという計画（以下「既存F/S」という）であり、第2期・第3期事業と同じ実施主体であるホーチミン都市土木公示建設投資管理局（Urban Civil Works Construction Investment Management Authority of Ho Chi Minh City (UCCI)）が実施機関となる予定である。これを先行事例として参考にしつつ、民間資金を活用した第3期事業の実現性を検討すべく本調査を行うこととする。

2. 業務の概要

(1) 対象地域

ベトナム国ホーチミン市

(2) 関係省庁・機関

ホーチミン市人民委員会（Ho Chi Minh City (HCMC) Peoples Committee）

ホーチミン市投資計画局 (HCMC Department of Planning & Investment : DPI)

ホーチミン市建設局 (HCMC Department of Construction : DOC)

ホーチミン市都市整備投資管理局 (HCMC UCCI)

3. 業務の目的

本業務は、来年度に向け案件形成予定の第3期事業における遮集管整備基本計画を策定した上で、同計画への民間資金活用可能性について検討することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針および留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品」に示す報告書等を作成する。

5. 実施方針および留意事項

(1) 本業務の位置づけ

本業務の成果として、第3期事業対象区域（ホーチミン市第7区）において、民間資金を活用した下水道管路整備（多くは遮集管）メカニズムが明らかになることが期待される。右結果は、第3期事業実施促進に向け、ホーチミン市とJICA間の協議資料として活用される。

(2) ホーチミン市人民委員会との合意形成

本業務においては、現地調査の開始時及び各段階にて先方政府との密な意見交換と合意形成を行うこと。合わせて、ホーチミン市人民委員会の民間資金活用に関する方針・意向について情報収集に努めること。

(3) 既存F/Sの分析

既存F/Sの事業内容、投資メカニズム等について妥当性を分析するにあたり、事業実現性までの分析は求めない。

6. 業務の内容

以下に示す業務の内容について、効率的に業務を実施するために必要な調査方法・手順等を具体的にプロポーザルで提案すること。

I インセプション・レポートの作成・説明・協議

(1) インセプション・レポートの作成

既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討するとともに、詳細な調査内容及び

スケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。右結果を基に、インセプション・レポートをパワーポイント（以下、「PPT」という。）として作成すると共に、最終調査報告書の目次（案）を添付する。

（２）インセプション・レポートの説明・協議等

インセプション・レポート（PPT）を JICA および先方関係機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

II 既存 F/S のレビュー

※本項の調査結果については、調査開始後 2 ヶ月後までに JICA へ報告すること。

（１）インフラ設備整備計画の確認

一般に、PPP により民間企業が整備する公共施設はコストを重視するため、公共事業として公的機関が整備する場合に比し仕様が簡素になる傾向にある。そのため、既存 F/S と第 2 期下水道整備事業とのインフラ設備仕様の相違等について整理し、第 3 期下水道整備事業における適用可否などの留意点を明らかにする。なお、既存 F/S は越語表記である。また、レビューにおいては、本項の他、以下（２）に示す BT 対価としての民間事業実現性を確認するが、設備の仕様や BT の対価は、既存 F/S を作成した越民間企業がホーチミン市から情報を収集しつつ記載しているため、両者に散逸する情報を効率良く確認する必要があるため、本項及び下記（２）共に現地再委託可とする。

（２）BT 対価としての民間事業実現性の確認

既存 F/S では、BT の対価としてホーチミン市より民間企業に付与される事業開発権の価値が記載されている。その妥当性の確認のため、算出方法を確認する。

（３）民間企業参入意欲の確認

上記（１）～（２）の結果を基に、本邦企業の第 3 期事業への参入意欲やリスクについてヒアリングを行う。そのうえで、適切な資金分担メカニズム等、民間企業の参入意欲向上のための諸施策を整理する。

III 第 3 期事業での遮集管整備基本計画策定 及び 民間資金活用可能性検討

第 3 期事業の対象区域である第 7 区において、遮集管整備の基本計画を策定するとともに、民間資金活用可能性について検討する。

（１）汚水発生量

2017 年に JICA が実施した「ホーチミン市下水道整備事業の効率的執行に係る情報収集・確認調査」において設定された汚水量について、原単位（一人一日当たりの汚水発生量）、

汚水処理人口（将来予測含む）の算出根拠を確認し、必要に応じ補正を加える。

（２）遮集管路整備基本計画

第 3 期事業の対象である第 7 区において、既存雨水排水系統を調査したうえで、調査開始後 4 ヶ月後までに、最適な遮集管路整備基本計画を策定する。その際、必要となる計画汚水量等は、配布資料等を基に算定する。（別途実施予定の協力準備調査において実施する環境社会配慮項目の確認含む。）第 7 区以外の処理区域全体の下水道管路整備計画は対象としない。

（３）自然条件調査

既存雨水排水系統に係る地質調査や地形測量等を含む自然条件を確認する。具体的な調査項目、調査内容、仕様、数量等はプロポーザルにおいて提案すること。これらの調査の実施に当たり、現地再委託を可とする。

（４）工程計画の策定

BT 事業実施に必要な手続きについて、ベトナム国及びホーチミン市の最新の規定等を確認し、遮集管整備の工程計画を策定する。なお、策定にあたっては、民間企業にとって、インフラ事業を実施する際の最大のリスクの一つが事業の遅延であることから、既存 FS の工程計画も十分に踏まえる。

（５）概算事業費の算定

遮集管整備について、概算事業費を算定する。なお、第 3 期事業が円借款事業による整備を想定しているため、概算事業費の算出に当たっては、今後別途実施予定の協力準備調査において、事業費積算に活用できるレベルで可とする。

（６）民間資金活用の検討

上記Ⅱの結果を基に、遮集管整備費用に見合う民間開発権事業量を算定のうえ、調査開始後 6 ヶ月後までに第 3 期事業について既存 F/S 同様の事業概要スキーム（PPT10 枚程度）を作成し、BT 事業導入の可能性についてホーチミン市と協議する。

7. 成果品等

（１）報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品はファイナル・レポートとする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

レポート名	提出時期	部数など
インセプション・レポート (IC/R)	調査開始時期	和文、英文、越文 (電子データ)
インテリム・レポート (IT/R) ※	調査開始後 4 か月後	和文、英文、越文 (電子データ)
ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R)	調査開始後 6 か月後	英文 10 部 (うち、先方政府へ 5 部) 越文 5 部、和文要約 5 部
ファイナル・レポート (F/R)	DF/R に対するコメントを受け取ってから 1 か月後	英文 10 部 (うち、先方政府へ 5 部) 越文 5 部、和文要約 5 部 CD-R 10 枚 (日、英、越をまとめて 1 枚とする)

※「II：既存 F/S のレビュー」についてはインテリム・レポートに先立ち最終確認結果を報告すること。

(2) その他の提出物

1) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中に業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員または分任監督職員に提出する。

①記載事項：調査業務費とその概要

②提出時期：毎月

③提出部数：2 部

2) 実施機関等との協議録

①記載事項：C/P との協議等の際の協議・決定事項

②提出時期：その都度

③提出部数：2 部

3) 収集資料

①記載事項：収集した資料、データおよびそのリスト

②提出時期：調査終了時

③提出部数：1 部

(3) 報告書の仕様／電子化仕様

ファイナル・レポート以外の報告書は簡易製本により作成し、ファイナル・レポートは製本する。報告書等の印刷、電子化 (CD-R) の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2014 年 11 月)」を参照する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

本調査は、2018年4月上旬に開始し、約7ヶ月後の2018年11月末の終了を目途とする。

2. 業務量の目途および業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

全体で約17MMとする。

(2) 業務従事者の技術分野

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容および業務工程を考慮のうえ、より適切な団員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

- 1) 総括/下水道計画 (2号)
- 2) 運河改修計画/氾濫解析/洪水対策計画 (2号)
- 3) インフラ設計 (道路、上下水道、雨水渠等)
- 4) 積算
- 6) 環境社会配慮
- 7) 下水管路計画

3. 相手国側の便宜供与

特になし。

4. 現地特殊備人の雇上

以下の項目については、複数人を現地で雇上して実施することを想定している。業務内容および業務工程を考慮のうえ、必要と思われる M/M および要員配置案をプロポーザルにて提案する。

- 1) 通訳
- 2) 文献・資料翻訳

5. 現地再委託

以下の項目については、調査実施上の必要に応じて現地にて当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して行うことを可とする。ただし、現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」(2012年4月)に基づき、仕様書および業者選定方法、契約相手、契約内容等については、委託業者と契約締結以前に機構の承認を得るものとし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。

- (1) 現地インフラ整備計画確認 指示書 6II (1) 参照 (越建設省が作成・公表)

している単価表による積算)

- | | |
|-------------|-----------------------|
| (2) BT 対価積算 | 指示書 6. II (2) 参照 (同上) |
| (3) 自然条件調査 | 指示書 6. III (3) 参照 |
| (4) 環境社会配慮 | 指示書 6. III (2) 参照 |

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格評価、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名ならびに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、上記（１）、（２）、（４）は本見積りに計上、（３）は別見積りとする。また、上記項目に加え、その他再委託して実施することが適切と思われる項目がある場合、プロポーザルにて提案することとし、本見積りに計上すること。

6. 配布資料

プロポーザル作成の参考として以下の資料を業務指示書と共に配布する。

・Data Collection Survey on Matters relating to Efficient Execution of Ho Chi Minh City Water Environment Improvement Projects in Vietnam, Final Report (抜粋)

(第 3 期事業の概要や既存 F/S の要約を含む。既存 F/S については入手中であり、入手次第受注者に提供する予定。)

7. その他の留意事項

(1) 不正腐敗の防止

「JICA 不正腐敗防止ガイドンス (2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。な、疑義事項が生じた場合には、不正腐敗情報相談窓口、または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(2) 安全管理

現地調査に先立ち、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。現地調査期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所、在ベトナム日本国大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地調査時の安全確保のために関係諸機関に対する揚力依頼および調査作業を十分に行う。また、JICA ベトナム事務所と常時連絡が取れる体制を取り、特にサイト視察等に伴う移動の際は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。以上を踏まえ、現地調査中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

